

掛川市条例第 6 号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(初任給、昇格及び昇給の基準) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定する。 5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、次の各号のとおりとする。 (1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超え、60歳までの者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 (2) 60歳を超える者 同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの)にあっては、3号給)」とあるのは、「0号給」とする。 6～8 (略) (扶養手当)	(初任給、昇格及び昇給の基準) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定により職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 第3項の規定により次に掲げる職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) 55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。) (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの 6～8 (略) (扶養手当)

第14条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つ

第14条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

た者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員が行8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員以外のものが行8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用

(地域手当)

第16条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計に100分の4（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

3 (略)

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担

しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す

することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤す

ることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) （略）

ることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) （略）

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等

4 (略)

5 (略)

6 (略)

(単身赴任手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(単身赴任手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第30条 (略)

2 第4条、第13条から第15条まで及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第31条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額（規則で定める5種以上

(管理職員特別勤務手当)

第29条 第12条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第30条 (略)

2 第4条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第31条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.0を乗じて得た額（規則で定める5種以上

の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第34条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105.0</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の70.00</u>」と、「<u>100分の105.0</u>」とあるのは「<u>100分の60.00</u>」とする。 4～6 （略） （勤勉手当） 第34条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105.0</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125.0</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50.00</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60.00</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 （略）
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	

	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
	37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
	39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
	42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
	45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
	46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
	47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
	48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
	49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
	50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
	51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
	52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
	53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
	54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
	55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
	56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		

	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000		
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300		
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500		
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700		
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000		
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300		
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500		
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700		
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	418, 000		
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	418, 300		
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	418, 500		
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	418, 700		
	86	256, 000	297, 100	346, 000		398, 500			
	87	256, 300	297, 400	346, 400		398, 800			
	88	256, 600	297, 700	346, 800		399, 000			
	89	256, 900	298, 000	347, 000		399, 200			
	90	257, 200	298, 300	347, 400		399, 500			
	91	257, 500	298, 600	347, 800		399, 800			
	92	257, 800	299, 000	348, 200		400, 000			
	93	258, 100	299, 200	348, 400		400, 200			
	94		299, 400	348, 800		400, 500			
	95		299, 700	349, 200		400, 800			
	96		300, 100	349, 500		401, 000			
	97		300, 300	349, 800		401, 200			
	98		300, 600	350, 200					
	99		301, 000	350, 600					
	100		301, 400	351, 000					
	101		301, 600	351, 500					
	102		301, 900	351, 900					
	103		302, 200	352, 300					
	104		302, 500	352, 700					
	105		302, 700	353, 200					
	106		303, 000	353, 600					
	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						

	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年掛川市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、 <u>特定任期付職員業績手当</u> 及び退職手当とする。	(給与の種類) 第2条 (略) 2 (略) 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、 <u>在宅勤務等手当</u> 、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び退職手当とする。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)～(5) (略)

(通勤手当)

第8条 (略)

(特殊勤務手当)

第9条 (略)

(特定任期付職員業績手当)

第17条の2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その給料月額に相当する額を支給する。

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

(特定任期付職員についての適用除外)

第23条の2 第4条、第5条、第7条、第10条、第11条第2項、第12条及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(扶養手当)

第5条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3)～(5) (略)

(通勤手当)

第8条 (略)

(在宅勤務等手当)

第8条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第9条 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条 第5条及び第18条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

2 (略)

(特定任期付職員についての適用除外)

第23条の2 第3条、第4条、第5条及び第7条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例等の適用除外等) 第9条 給与条例第3条、第4条、<u>第11条から第15条まで、第17条及び第34条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項</u>の規定の適用については、<u>給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の</u>	(給与に関する特例) 第7条 (略) 2・3 (略) <u>4 第2項の規定による号給の決定及び第3項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例等の適用除外等) 第9条 給与条例第3条、第4条、<u>第12条から第14条まで及び第17条</u>の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第29条第1項、第30条第1項、<u>第31条第2項及び第34条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「<u>第12条第1項の規定の適用を受ける</u>

任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の125.0</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第34条第2項第1号中「<u>100分の105.0</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において掛川市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 重度心

身障害者」とあるのは、

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額、第1条改正後給与条例第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3（市長が別に定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合）を乗じて得た額とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 第1条改正後給与条例第18条第4項及び第20条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附則別表（附則第2項関係）

号 給 の 切 替 表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4

37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90		86	82		
95	91		87	83		
96	92		88	84		
97	93		89	85		
98	94		90			
99	95		91			
100	96		92			
101	97		93			
102	98		94			
103	99		95			
104	100		96			
105	101		97			
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					